

# 地方自治体の法解釈権について

2022年7月19日藤代政夫

「地方分権一括法」(2000年)以降の自治体の条例制定権・法の自主的解釈権は自治の原則であることはきちんと掘っておきましょう。

○兼子仁さんの「新地方自治法」から抜粋します。

≪自治体の議会立法条例について≫

「分権自治体の議会立法『条例』は現憲法上直接に法律と並ぶ国家法の効力を保障されている」

「現憲法で国と並ぶ統治主体とされた自治体の地域統治権として保障された自治立法権に基づく議会立法『条例』」

「法令に違反しない限りにおいての条例・・・こうした国の法令との効力関係が問われるときに条例が自治法規であると同時に憲法に基づく国家法の一つであるという理解で望むことは国と自治体の対等原則を踏まえる地方分権の時代に大事なポイントではないだろうか」(p193~194)

≪「自治事務」法令の法解釈自治権≫

「自治事務を定める国の法令について自治体が法解釈自治権を働かせる」

「法律を執行する行政面での行政国家は自治体とは行政の役割を分けて対等であり、けっして自治体の上には立たない」

「もし法律の具体的な解釈運用の面で国各省が自治体を拘束するような指示・通達を出せるとするならば、それはかつての機関委任事務の指揮監督と同じになって、自治事務の執行における自治体と国の対等原則に反してしまう。」「そこで自治事務に関する法律は自治体を拘束するのだが、その法律の解釈運用について所管省庁の見解は原則として自治体を拘束しないという一見矛盾と思えるような“公理”がここにある。」

「自治事務についての国の関与は行政指導に過ぎず自治体を法的に拘束しないはずであり、是正要求は法定受託事務についての是正指示とは違うはずである。」

「そもそも自治事務の自治執行には原則的に法解釈自治権が含まれ、関係法律の解釈も所管省庁のそれを参考にしつつ、自治体として住民と地域に責任の持てる法解釈を選んでいく立場にあるといわなくてはならない。」(p199~201)

○元我孫子市長・消費者庁長官福嶋浩彦さん「市民自治」より

「介護保険が2000年4月に始まる時・・・当時の厚労省のコンピュータソフトで一時的判定を行うとどんなに認知症が進んでいても身体が元気であれば5段階の要介護度のうち一番軽い1にしかありませんでした。」「・・・「そこで我孫子市では認知症があつて一定の要件に当てはまる場合、コンピュータ判定が1であっても3と出たことにして二次審査の議論を始める、という独自の指針を作りました。ばらつきを出さないための指針です。」

「私は厚労省のコンピュータソフトに欠陥があるので、我孫子市の独自指針は必要だというコメントを出しました。つまり厚労省の指導には従わないということを表明したのです。」「これに対して厚労省の対応はすばやく翌日全国の都道府県へ文書を送付。…不適切なので…同じことをやらないよう指導」

「結局…我孫子市の主張が通りました。厚労省は我孫子市の独自指針を認める通知を出しなおしました。」

「ひっくりかえす背景としてまず世論の応援が大きかった。…同時に根本的な決め手となったのは地方分権一括法でした。…2000年4月1日介護保険法と同じ日の施行なのです。」「新しい地方自治法では機関委任事務がなくなりました。機関委任事務とは自治体を国の下部機関とみなして国の事務を行わせる制度で…それがなくなり“自治事務”と“法定受託事務”になりました。」

介護保険は自治事務で…もちろん介護保険法に基づかなければなりません。法解釈は一義的には自治体の権限です。法令に定めのないことについてはむしろ自治体の腕の見せ所のはずです。」

「自治体は自分たちのことは自分たちの責任で決めていくという自立の精神をしっかりと持つ必要があります。」「国を見て仕事をするのではなく市民を見て仕事をするのです」(p138~145)

---

兼子さんと福嶋さんの言ってることはもう自治体(当然国も)では常識のはずです。

然るに個人情報保護委員会のガイドラインは自治の公理をまったく否定してしまっています。国が作った法律は「個人情報利活用法」であって「保護法」ではありません。地方自治体が具体的に市民と一緒に作ってきた(1975年から)保護条例をリセットさせるのは自治の破壊といえるのではないのでしょうか。

自治体の職員が(首長も)国のほうを向いて仕事をしている状況の中、何とか自治の原則を守って住民の個人情報保護を具体的に確保していく方向性を掴みたいものです。

先日の集会にあつまった方々にとっては常識でしょうが、この点をはっきりさせたいのでの行動が必要だと思ったのでちょっと資料として送りました。

鎌ヶ谷市

藤代政夫